

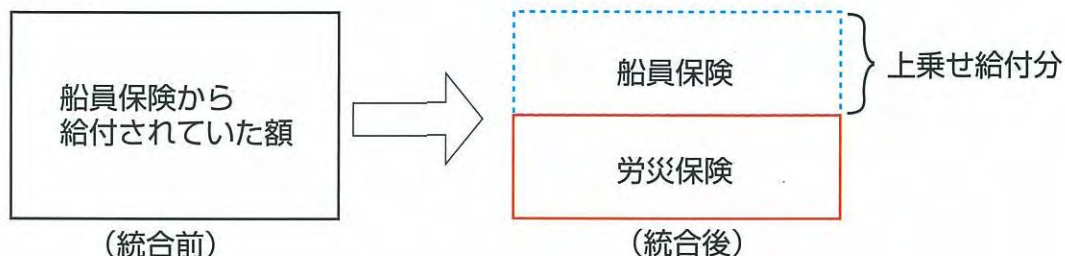
## 上乗せ給付について

仕事又は通勤により、ケガ又は病気にかかった場合の保険給付については、労災保険に相当する部分を労災保険から給付しますが、賃金の計算方法の違いなどがあり、それではカバーできない部分が発生することがあります。

労災保険でカバーできない部分については、引き続き船員保険から給付することとしており、この部分を上乗せ給付と呼んでいます。

上乗せ給付がある保険給付については3ページをご覧ください。

(イメージ図)



※ 上乗せ給付を行うことにより、統合前の給付水準を維持しています。

## 上乗せ給付の注意点について

**上乗せ給付がある保険給付については、特に注意が必要です。**

**なぜならば、上乗せ給付分は、労災保険から同一の事由により同様の保険給付が給付されていないければ給付が行われないからです！**

**このため、上乗せ給付がある保険給付については、必ず、労働基準監督署と全国健康保険協会船員保険部の双方に請求を行ってください。**

**各種保険給付の請求先については、次ページをご覧ください。**